

平成 24 年 5 月 28 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「平成 22 年金融商品取引法等改正（2 年 6 ヶ月以内施行）に係る内閣府令案等」
に対する意見等の提出について

平成 24 年 4 月 27 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のと
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等」に対する意見等

項番	該当箇所(条項番号等)	意見・確認事項	理由等
1	第1条第5号	「清算参加者」の定義を確認したい。内閣府令案第1条第5号で定められるところの法第156条の7第2項第3号に規定される「金融商品債務引受業の相手方とする者」とは、金融商品取引清算機関の直接清算参加者となる資格を有する者という理解でよいか。	清算参加者の定義にクライアント・クリアリング等間接的に参加する者が含まれないことを確認するため。
2	第2条(清算集中)	清算集中義務の対象者については、2段階で対象範囲を拡大することとされている(平成23年12月26日金融庁公表資料[『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論の取りまとめ])。今回公表された内閣府令案では、清算集中の除外取引として、「清算参加者となっている場合以外の場合...における当該取引」と規定されているが、第2フェーズ(いわゆるクライアントクリアリング)については改めて内閣府令の改正により手当てがなされると理解でよいか。	今後の規制対応を検討するための確認のため。
3	第2条第1項・第2項(清算集中)および告示案第1条・第2条	金融庁長官が指定する清算集中対象取引は、金融庁告示を通じて随時拡大されるとの理解でよいか。	今後の規制対応を検討するための確認のため。
4	第2条第1項・第2項(清算集中)および告示案第1条・第2条	金融商品取引業者等が行う店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関に債務を負担しなければならない取引が否かの判断については、内閣府令・告示のみで行うことができず、実質的にJSOCの業務方法書等に依存することとなると思料。内閣府令・告示で規定していない事項については、JSOCが金融商品債務引受業の対象を拡大した時点で、自動的に清算集中義務化の範囲が拡大されることとなる。上記ケースにおいては、実務への影響を考慮し、例えば、JSOCの業務方法書の変更について認可された場合、業務方法書の認可から清算集中義務化に一定程度の猶予期間を設けるなど、一定の配慮を担保してほしい。	内閣府令・告示では、金利スワップのうち参照金利指標(Libor6M、3M)のみを規定しており、その他の細かい項目(休日参照や照合の方法等)については、金融商品取引清算機関の業務方法書等に委ねられている。実務上の観点から要望するもの。
5	第2条第3項第1号(清算集中)	清算集中対象取引から除外する取引として、「当事者の一方が金業者等以外の場合における当該取引」とあるが、例えば邦銀A米国支店と邦銀日本店との取引は、清算集中義務の対象となる取引という理解でよいか。	海外当局が「邦銀海外支店の取引は当地の規制に従う必要がある」との立場である場合、当該邦銀海外支店の取引がどの法律に従い、どの清算機関を利用すればよいか明からでないため。なお、クロスボーダー規制について、海外規制と二重規制とならないよう、十分に規制当局間で議論してほしい。
6	第2条第3項第3号(金融商品取引業者等による清算集中の対象となる取引)	バンキング勘定とトレーディング勘定との間など同一法人内の取引については、清算集中対象外又は第2条第3項第3号で規定する取引に含まれるという認識でよいか。(参照:第2条第3項第3号「当該取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等(当該金融商品取引業者等を除く)」)	バンキング勘定とトレーディング勘定との間などの同一法人内の取引は、清算集中の対象外であることを確認したいため。
7	第2条第3項第4号(清算集中)	清算集中義務の対象者について、2段階でその対象範囲を拡大することとされている(平成23年12月26日金融庁公表資料[『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論の取りまとめ])が、取引頻度・想定元本残高が比較的小さい金融機関が第1フェーズにおいて規制対象外であることは、清算集中対象取引を規定している本条項中の「清算参加者となっていない合理的な理由がある場合」として解釈することになるのか。	明確化のため。
8	第2条第3項第4号(清算集中)	「清算参加者となっていないことにつき合理的理由」とあるが、具体的にどのような理由を想定しているか、御教示いただきたい。	確認のため。
9	第2条第3項第4号(清算集中)	例えば、自社が金融商品取引清算機関の清算参加者となっている場合、取引の相手方のグループ会社が同一の金融商品取引清算機関の清算参加者であれば、当該取引について清算集中義務の対象になるという理解でよいか。	確認のため。
10	第2条第3項第4号(清算集中)	例えば、自社のグループ会社が金融商品取引清算機関の清算参加者となっている場合、取引の相手方のグループ会社が①同一の金融商品取引清算機関の清算参加者であれば、当該取引について清算集中義務の対象となる、②同一の金融商品取引清算機関の清算参加者でなければ清算集中義務の対象外となる、という理解でよいか。	確認のため。なお、本号の適用除外となる取引の理解を平易にするため、また将来清算集中取引が拡大する可能性も踏まえ、パブリックコメント回答においては、貴庁からの解説等もあわせてお願いしたい。
11	第2条第3項第4号(清算集中)	自社のグループ会社が金融商品取引清算機関の清算参加者となり、かつ、取引の相手方のグループ会社が同一の金融商品取引清算機関の清算参加者であれば、当該取引について清算集中義務の対象となるという理解でよいか。仮に、自社の事業規模・店頭デリバティブ取引の取引量等が極めて限定的であっても、一律的に清算集中義務が課されることとなると、例えば、清算参加者の子会社等である本邦中小金融機関においては、アフィリエイット・クリアリングの整備などの負荷は大きいと考えられるため、第2条第3項第4号において何らかのご配慮をお願いしたい。	事業規模・取引量が限定的な金融機関における実務上の負担に配慮するため。
12	第2条第3項第5号(清算集中)	貴庁としてどのようなケースについて指定することを現状想定されているのか、確認したい。	確認のため。
13	第3条第1項第5号(金融商品取引清算機関等による清算集中取引情報の保存) 第6条第1項第8号(金融商品取引業者等による取引情報の保存)	「約定の方法」の定義としては、例えば、電子又は電話で約定したか否かの別を記載すればよいか。また、その場合、「電子での取引」とは、具体的には今後定められる予定の金商法における電子取引基盤によって執行される取引を指すという理解でよいか。	確認のため。
14	第5条第1項(金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引)	第1~6号において、店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理の場合は含まれないという理解でよいか。すなわち、第一種金融商品取引業者又は登録金融機関であっても、専ら店頭デリバティブ取引の媒介等のみを行っている場合は、当該業者等からの店頭デリバティブ取引の取引情報報告は不要という理解でよいか。	確認のため。
15	第5条第1項(金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引)	顧客との間では店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理のみを行っている金融商品取引業者等であっても、自社のALM管理として行うスワップ取引等については、取引情報の報告を要するという理解でよいか。	確認のため。
16	第5条第1項(金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引)	いわゆる「為替予約取引」については、金融商品取引法第22条第1項に該当しない限りにおいて、取引情報の保存及び報告の対象となる取引に含まれないとの理解でよいか。	保存・報告対象取引の明確化のため。

17	第5条第1項（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引）	いわゆる「コーラブル預金」に代表される、特定預金等契約については、金商法上の「デリバティブ取引」に該当しないため、取引情報の保存及び報告の対象となる取引に含まれないとの理解でよいか。	保存・報告対象取引の明確化のため。
18	第5条第1項第1号、第2号（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引）	「約定の日から受け渡しの日までの期間が2営業日以内のものを除く」とあるが、当該除外規定を設けた趣旨をご教示いただきたい。	確認のため。 なお、金商法上のデリバティブ取引である、NDFには「約定の日から受け渡しの日までの期間が2営業日以内のものも含まれる」と理解している。
19	第5条第2項（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引）	取引の相手方や清算集中有無・TRの利用有無等により、報告対象取引等を選別して報告することは実務上の負担が大きいため、貴庁宛直接報告については、報告対象外取引や第6条で規定されていない取引が含まれることも許容いただきたい。	報告対象外取引を厳密に除くことがシステム設計上、また、オペレーション上、負担となることが考えられるため。
20	第5条第2項（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引）	取引情報の保存、報告対象に、いわゆる内部取引（バンキング・トレーディング勘定間取引等の「部署間取引」や「本店間取引」等、同一法人内の取引）は含まれないという理解でよいか。	確認のため。
21	第5条第2項第6号（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引）	第6号末尾の「親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）」とあるのは、親会社等の子会社等の定義から当該金融商品取引業者等を除く旨を定めているものであって、第6号全体としては、いわゆるグループ会社同士の取引は保存・報告の対象外となるという理解でよいか。	確認のため。
22	第6条（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	CCPまたはTR経由で取引情報を報告する場合、取引情報の保存義務は当該報告者であるCCP・TRに課せられ、金業者等による保存義務は課されないという理解でよいか。	確認のため。
23	第6条（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	清算集中取引（金商法上清算集中を求められる円建てLIBORスワップ等）ではないが、国内外のCCPIにて債務引受は行われている取引については、金業者等による取引情報の保存・報告を要するという理解でよいか。（TRに取引情報を提供する場合を除く）	確認のため。
24	第6条第1項第2号（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	本号の規定は、清算集中対象の取引条件（3ヶ月LIBORの円建て金利スワップであること等）を満たすCDS・IRSに該当するか否かの区分を求めているという理解でよいか。即ちJSCCが金融商品債務引受業の対象としている取引であってグループ間取引の場合など、第2条第3項の規定により清算集中対象外となるCDS・IRSについても、本号において該当する旨区分するという理解でよいか。	確認のため。
25	第6条第1項第2号・第3号（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	「第2条第1項及び第2項に規定する取引」の中に、第2条第3項に掲げる取引は含まれるという理解でよいか。若しくは、第6条第1項第2号で規定されている事項は清算集中義務対象であるか否かを示せばよいか。すなわち、グループ間取引であっても、JSCCが当該取引を金融商品債務引受業の対象としている場合、第2条第1項及び第2項に該当するという理解でよいか。	明確化のため
26	第6条第1項第2号・第3号（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	「第2条第1項及び第2項に規定する取引のいずれかに該当するか否かの別」、「第2条第3項に掲げる取引のいずれかに該当するか否かの別」については、当該報告義務履行開始時点では、対応可能であると考えられるものの、清算集中義務の対象商品や対象者の拡大に伴い、肌理細やかな、システムメンテナンスが必要となる。実務上の運営を勘案し、清算集中義務の対象商品や対象者が拡大される場合には、システム対応のための十分な準備期間を設けるなどの配慮をお願いしたい。	実務上の観点から要望するもの。
27	第6条第1項第2号・第3号（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	Libor 6Mベースの円金利スワップであって、以下のケースの場合、第2・3号についてどのようにフラグ付けを行う必要があるのか、ご教示いただきたい。 ①（直接）清算参加者と事業法人との取引 ②（直接）清算参加者と非清算参加者である金融機関との取引 ③（直接）清算参加者と当該清算参加者のグループ会社との取引	確認のため。
28	第6条第1項第2号・第4号（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	有価証券清算取次ぎの委託等、間接的に金融商品取引清算機関等に債務を負担した場合（いわゆる「アフィリエイトクリアリング」や「クライアントクリアリング」）、当該取引は、本号に該当するという理解でよいか。	明確化のため
29	第6条第1項第4号（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	本号の規定は、金商法上の清算集中対象でなくても、国内外いずれかの清算機関に対して債務引受を依頼していれば、該当する旨区分することを求めるという理解でよいか。	確認のため。
30	第6条第2項（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	保存しているデータに基づき、合理的期間内に府令第6条第1項に関する記録の閲覧・検証が可能なシステム・態勢が整備されていること、各週の報告内容が復元可能であることを前提として、必ずしも府令第6条第1項に規定する報告フォーマットでの保存は求められないという理解でよいか。	実務上、システム上あるいは複数の既存の法定帳簿で分かれてデータを保存することを想定。既に金商法に基づき作成・保存している法定帳簿（取引日記帳、顧客勘定元帳、注文伝票等）のデータ項目と重複する部分がある中、当該法定帳簿については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、類似の対応が許容されているため、実務上の観点から要望するもの。 (参考) Ⅲ-3-3 「業務に関する帳簿書類関係」(1) 基本的留意事項 ① 「帳簿書類について、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねること、

31	第6条第2項（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	金商法第156条の64において「取引情報」の定義から、「清算集中等取引情報」が除外されているにも関わらず、「取引情報の対象となる取引」から「清算集中等取引情報の対象となる取引」であって、金融商品取引清算機関等が当該取引に基づく債務を負担したものを除いている理由をご教示いただきたい。	「取引情報」から、「清算集中等取引情報」を除外していれば、あえた本項にて除外規定を設ける必要性がないと感じたため。
32	第6条第2項・第3項（金融商品取引業者等による取引情報の保存） 第7条第1項・第2項（金融商品取引業者等による取引情報の報告）	清算集中対象となる金利スワップ取引に関する報告について確認したい。例えば金曜日に成約した場合に、 ・当該金曜日時点で金融商品取引清算機関等による債務引受が成立していないことを以って、翌週の3営業日目までに保存用の記録を作成・当局宛直接報告を要するの か、あるいは清算集中取引とみなしてそもそも報告対象外と理解してよいのか。 ・上記質問において、仮に直接報告が必要な場合に、当該取引についてその後債務引受が成立したことを以て変更が生じた旨の報告を金融商品取引業者等から行うことは、実務上・システム上大きな負担があることから、回避いただきたい。	成約ならびに債務引受のタイミングにより直接報告の有無および内容が変わるとすれば、システムの対応及び負荷が大きく異なることが予想されるため。
33	第6条第3項（金融商品取引業者等による取引情報の保存） 第7条第2項（金融商品取引業者等による取引情報の報告）	各週内に成立した取引情報の対象となる取引につき、翌週に当該取引内容につき変更が生じた場合には、当該取引の報告は変更が生じた日の属する週の翌週以降に報告すればいいという理解でよいか。	報告基準日である、金曜日以降に発生した取引の変更については、報告基準日の翌週に報告すればいいことを確認するため。 たとえば、金曜日に取引した内容につき、翌週火曜日に取引の変更があった場合には、変更日の翌日である水曜日（基準日からみた翌週水曜）ではなく、基準日からみた翌々週の水曜日に報告すればいいと理解している。 当該理解が異なっている場合、上記事例では実質的に1営業日で報告を要することとなり、実務上の対応が困難であると考えられる。
34	第3条（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存） 第6条第1項第2～4号（金融商品取引業者等による取引情報の保存）	改正金商法第156条の63に規定されている『「清算集中等取引情報」として内閣府令で定める取引』として、「金融商品取引清算機関等が債務を引き受けることを可能としている取引」を規定していただきたい。	実務上の観点から要望するもの。 各金融機関に過大な報告規制を課すより、金融商品取引清算機関が債務負担した取引については、一律金融商品取引清算機関に報告義務を課すなど、規制対象をなるべく一元化した方が、効率的であると考えられるため。
35	第6条第4項（金融商品取引業者等による取引情報の報告）	但書きまで含めて考えると、本項については、金融商品取引業者等同士の取引については、①取引当事者双方が第5条第1項に規定されることのある取引情報作成対象業者（第一種金融商品取引業者・登録金融機関等）であれば、両者において保存・報告要、②取引情報作成対象業者と第二種金融商品取引業者等それ以外の金融商品取引業者等との取引については、前者にのみ保存・報告義務があるという理解でよいか。	確認のため。
36	第6条（金融商品取引業者等による取引情報の保存） 第8条（取引情報蓄積機関に対する取引情報の提供）	金商法上、報告義務が課されていない取引を指定外国取引情報蓄積機関に報告することが、本邦における情報保護の観点から制定される法律（個人情報保護法）等と相反するものでないか確認したい。	確認のため。
37	第7条第1項・第2項（金融商品取引業者等による取引情報の報告）	週末営業日の勘定締め時間後や海外における取引については、翌営業日に行った取引として当該翌営業日の属する週の翌3営業日目に報告することを許容いただきたい。	実務上の観点から要望するもの。
38	第8条（取引情報蓄積機関に対する取引情報の提供）	金商法上、指定外国取引情報蓄積機関に対して報告しなければならない項目は規定されておらず、あくまで、指定外国取引情報蓄積機関の定める項目を指定外国取引情報蓄積機関に報告することを以って、金商法第156条の64第3項を満たしているという理解でよいか。	確認のため。
39	第9条（取引情報蓄積機関による取引情報の保存） 第10条（取引情報蓄積機関による取引情報の報告）	指定外国取引情報蓄積機関は、金商法上、内閣総理大臣に情報を提出することが見込まれるものであって、内閣総理大臣へ報告する義務を負っているわけではないという理解でよいか。	確認のため。
40	第9条（取引情報蓄積機関による取引情報の保存）	取引情報蓄積機関・指定外国取引情報蓄積機関に対し、取引成立又は変更が生じた日から3営業日以内に取引情報を提供したうえで、その後当該機関と間で取引情報に係る修正等のやり取りを行った場合について、本条の規定を充足しているという理解でよいか。	本報告制度の開始時点においては、TRとの実務上のやり取りが相応に発生するものと思われることから、確認するもの。
41	第9条および第10条（取引情報蓄積機関による取引情報の保存） （取引情報蓄積機関による取引情報の報告）	第9・10条は国内において創設される取引情報蓄積機関について適用され、指定外国取引情報蓄積機関については、両条による制限を受けないという理解でよいか。	指定外国取引情報蓄積機関（Global TR）が貴庁に取引情報を毎日送付することを金商法上求められるものではないこと等を確認するため。
42	附則第1条（施行期日）	Global TRの対応遅延等外部要因が大きく変化した場合には、施行時点では実務に配慮した対応をお願いしたい。	確認のため。
43	附則第2条（経過措置）	施行日前の取引については、取引情報報告制度の対象外となっているが、 ・別途施行日前の取引については何らかの報告を求めることを予定しているという理解でよいか。なお、その際の報告項目については、既存データインフラとの兼ね合いからできる限り柔軟な対応をお願いしたい。 ・またその場合、遅延報告と同様に、貴庁宛直接報告のほか、Global TR経由の報告も許容される対応をお願いしたい。	確認のため。